

被扶養者の認定について

* 健康保険の被扶養者とは *

健康保険では被保険者本人の業務外の疾病、負傷、死亡及び出産について保険給付を行うほかに、その被扶養者の疾病、負傷、死亡及び出産についても保険給付を行うことになっています。

この被扶養者には家族なら無条件に誰でもなれるというわけではありません。被扶養者となるには、一定の要件を満たしていることが必要です。健康保険の扶養家族は会社の扶養手当や税法上の扶養家族とは基準が異なります。

健保組合は認定基準に沿って被扶養者に該当するかどうか確認を行います。

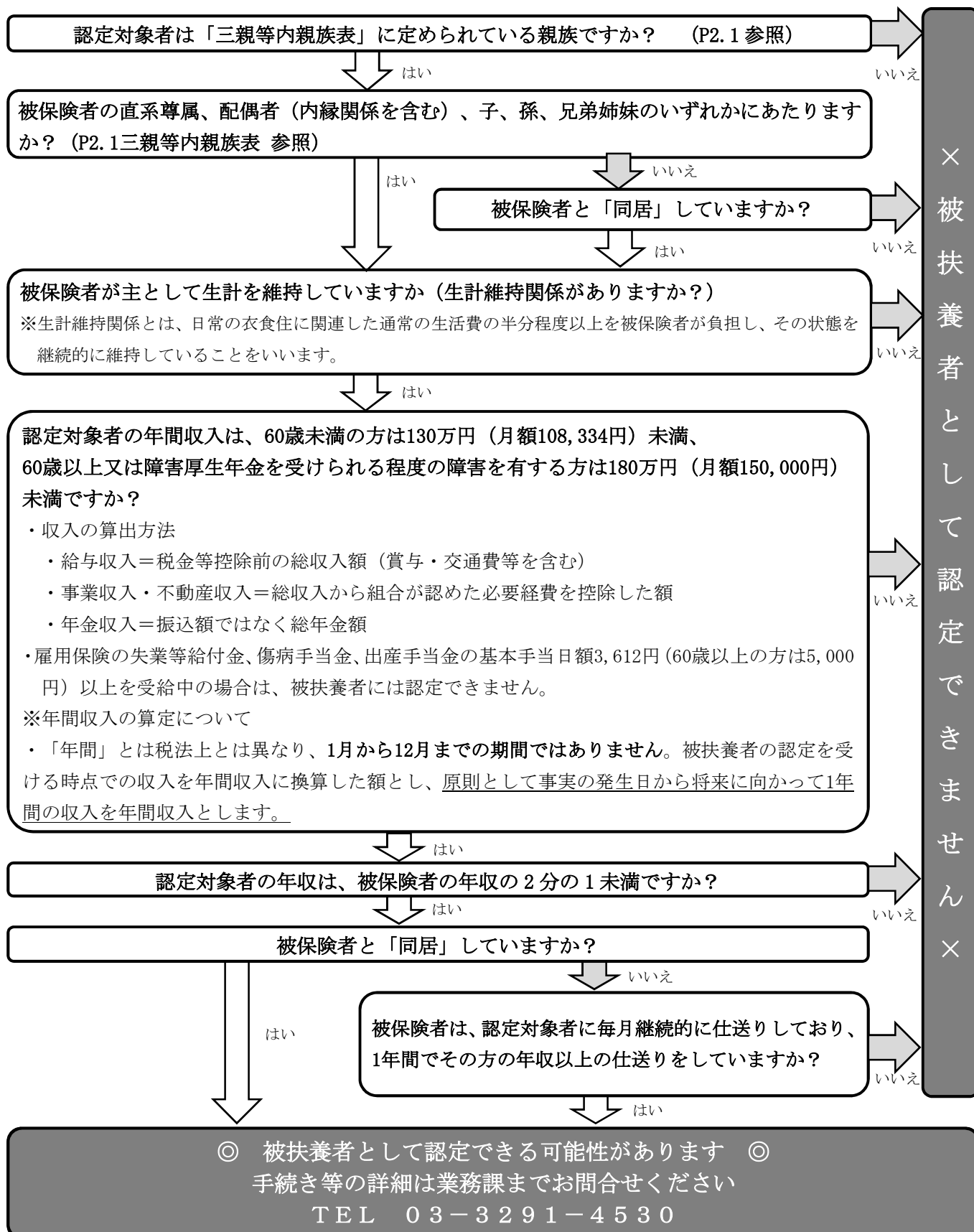
管工業健康保険組合

担当：業務課 03-3291-4530

被扶養者申請確認シート

「被扶養者」の資格を得るためには健保の「認定」を受ける必要があります。「税法上は被扶養者だから」「配偶者だから」という無条件で認定されるわけではありません。

下記チャートにより、認定対象者が要件を満たしているかどうか確認してください。



1

健康保険法に定める被扶養者の範囲であることを確認します

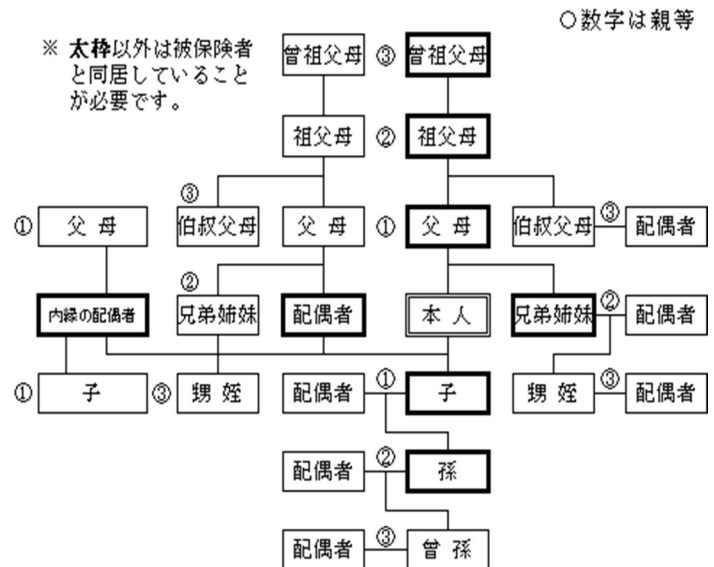
《生計維持関係があることが条件の人》

- (1) 配偶者（内縁関係を含む）
- (2) 子・孫・兄弟姉妹
- (3) 父母・祖父母等の直系尊属

《生計維持関係があることと同居していることが条件の人》

- (1) 上記以外の三親等内の親族
- (2) 内縁関係の配偶者の父母・子
(配偶者の死亡後も、引き続き被保険者と同居し、生計を維持されていれば被扶養者になれます)

三親等内親族表



※ 「生計維持関係」とは …

日常の衣食住に関連した通常的生活費の半分程度以上を被保険者が負担し、その状態を継続的に維持していることをいいます。

※ 「同居」とは …

被保険者と住居及び生計を共同にすることが必要であり、被保険者が世帯主でなければならないというわけではありません。また同居していても、認定対象者に十分な収入があったり、生計を別個にしているそれぞれが独自の生活を営んでいる場合は、被扶養者には認定できません。

2

認定対象者の収入が条件を満たしていることを確認します

① 認定対象者の年間収入が限度額未満であること

	年間収入	1ヵ月当りの収入	失業給付等を受給中の方の基本手当日額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害厚生年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

※ 「認定対象者の年間収入」とは …

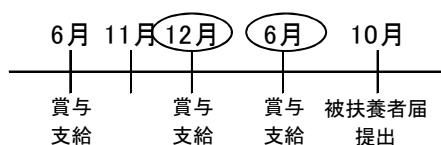
直近の収入により、扶養申請時点から将来に向けて1年間の収入を推測します。
 税法上の扶養家族の範囲（1月から12月までの収入）とは異なります。
 また、税金等控除前の総収入額（賞与・交通費等を含む）での計算となります。

② 認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満であること
「被保険者の年間収入」とは…

$$\text{（被扶養者届の提出月の標準報酬月額} \times 12 \text{）} + \text{（前1年間の賞与額）}$$

☆ 賞与年2回（6・12月）支給の場合

賞与額はこの期間で判断



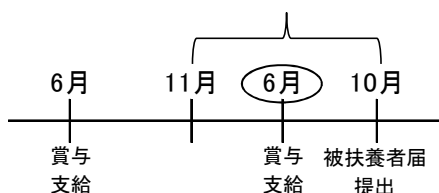
被保険者の年間収入は…

$$\text{10月の月額} \times 12 + \text{直近6月の賞与額} + \text{前年12月賞与額}$$

となります。

☆ 通常は賞与年2回（6・12月）支給だが、
前年は1回（6月）しか支給がなかった場合

賞与額はこの期間で判断



被保険者の年間収入は…

$$\text{10月の月額} \times 12 + \text{直近6月の賞与額}$$

となります。

- 別居の場合：認定対象者の年間収入は上記①の限度額未満であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少なく、被保険者が継続的に仕送りを行い、認定対象者の生活費等を主として負担していること。

仕送り方法は、金融機関を利用した振込みや現金書留等によってその事実が確認できること。

❖ 別居であっても仕送りの確認が不要な場合 ❖

- (1) 会社都合（単身赴任）による別居
- (2) 大学等に入学したことによる別居
- (3) 老人ホーム等の施設入所による別居
- (4) 長期入院による別居
- (5) 里帰り出産による一時的な別居

なお、前述の計算で、認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1を超えている場合でも、被保険者の年金収入等、別途収入も含めて判断することにより、被扶養者として認定される場合もあります。（別途収入には、退職金、預貯金等の一時的なものは含めません）

◇ 厚生労働省通達「収入がある者についての被扶養者の認定について」◇

（昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号）◇

（最終改正：平成5年3月5日）

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満）であつて、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

☆ 収入の範囲 ☆

- (1) 勤労による収入（パート、アルバイト、内職、家庭教師、講師謝礼 等）
- (2) 各種年金収入（厚生年金、国民年金、各種共済年金、企業年金、障害年金、遺族年金 等）
- (3) 事業収入（自営業、農業、漁業、林業、原稿料、出演料 等）
- (4) 給付金（雇用保険の失業等給付金、傷病手当金、出産手当金の基本手当に付随するもの）
- (5) 不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入
- (6) その他継続性のある収入

※給与収入＝税金等控除前の総収入額（賞与・交通費等を含む）

※事業収入・不動産収入＝総収入から組合が認めた必要経費を控除した額

認められない経費：減価償却費、貸倒金、利子割引料、租税公課、接待交際費、
損害保険料、福利厚生費

それ以外の経費については事業内容等によって判断されます

※年金収入＝振込額ではなく総年金額

※雇用保険の失業等給付金、傷病手当金、出産手当金の基本手当日額3,612円（60歳以上の方は5,000円）以上を受給中の場合は、被扶養者には認定できません

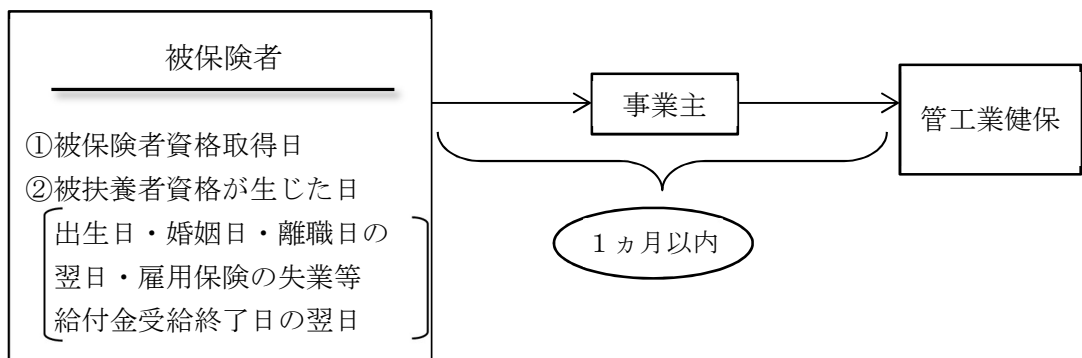
※退職金や相続等による一時的な所得、預貯金は収入に含めません

3 認定対象者の主な認定理由及び認定日について

<主な認定理由>		<認定日>
出生・婚姻による場合	⇒	出生日・婚姻日
離職による場合	⇒	離職日の翌日
給付金の受給終了による場合	⇒	終了日の翌日
収入減による場合	⇒	収入基準を超えないようになった日
同居による場合	⇒	同居を始めた日 など

届出は事実発生から5日以内に事業主を経由して行います。（健康保険法施行規則第38条）
ただし、加入事業所の実情等を考慮し、

- ① 被保険者資格取得日から1ヵ月以内に添付書類を含む扶養申請書類一式を当組合で受付受理した場合は、被保険者資格取得日が認定日となります。
- ② 被扶養者資格が生じた日から1ヵ月以内に添付書類を含む扶養申請書類一式を当組合で受付受理した場合は、被扶養者資格が生じた日が認定日となります。



- ◆ 1ヵ月を超えた場合は、原則として組合が扶養申請書類一式を受付受理した日が認定日となります。

ただし、やむを得ない理由で届出が遅れたと組合が認めた場合は、「被扶養者届出遅延理由書」等の提出により被扶養者資格が生じた日に遡って認定する場合があります。

《父親に収入がある場合に母親のみを被扶養者とする場合》

「収入がない、又は収入が少ない母親の生計維持の主体はまず収入のある父親にある」とするのが通常の考えです。夫婦は同居し、互いに協力し扶助し合う義務があります。法律にも夫婦は生活を維持する費用を分担し、日常の家事に関して生じた債務について、連帯してその責任を負うことが定められています。よって、“父親には年金等ある程度の収入はあるが、母親には収入がない”とか“父親よりも母親の収入が少ない”ということであれば、父親の収入は父親自身と母親の生活費にあてられるは当然だと考えられます。このため母親のみを被扶養者にするためには、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを確認する必要があります。（母親に収入がある場合に父親のみを扶養する場合も同様です。）

《他に扶養できる可能性のある方がいるご家族を被扶養者とする場合》

父母の申請において、被保険者にご兄弟姉妹がいる場合は、そのご兄弟姉妹にもご両親を扶養できる可能性があると考えられるため、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを確認する必要があります。同様に次の方等についても確認が必要です。

- | | | |
|--------------|---|--------------|
| 子供の申請をされる場合 | ⇒ | 被保険者の配偶者等の状況 |
| 孫の申請をされる場合 | ⇒ | 被保険者の子供等の状況 |
| 義父母の申請をされる場合 | ⇒ | 被保険者の配偶者等の状況 |

4

被扶養者認定確認（検認）について

被扶養者として認定された後も、その扶養状況が継続しているかどうかを定期的に確認いたします（健康保険法施行規則第50条）。収入状況等を確認できる書類につきましては、いつでも提示できるように保管をお願いいたします。被扶養者認定確認票と添付書類の提出がない場合は、被扶養者資格が削除される場合がありますのでご注意ください。

また、資格削除日以降に受診されますと、医療給付費を全額返還していただくことになります。

** 添付書類一覧表 **

☆該当する書類をすべて提出してください。

☆住民票、戸籍謄本、（非）課税証明書等の証明書類は届出日から90日以内に発行されたものを提出してください。

☆状況に応じて、以下の添付書類とは別に追加の書類を依頼することもありますので、あらかじめご了承ください。

《認定対象者：配偶者（内縁関係を除く）》

	<p>①婚姻による場合 → 婚姻日及び同居日のわかるもの ↳ 「婚姻届受理証明書（写）」又は「戸籍謄本全部事項証明（写）」と「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票（写）」</p> <p>②離職による場合 → 離職日のわかるもの ↳ 「退職証明書」、「離職票－1」、「離職票－2」、「源泉徴収票（退職日が記載されたもの）」のいずれかの写し、自営業の場合は「廃業届出書（写）」</p> <p>③給付金の受給終了による場合 → 給付金の受給終了がわかるもの ↳ 「雇用保険受給資格者証（両面）（写）」*支給終了の印字のあるもの 又は「傷病（出産）手当金支給決定通知書（写）」*満了日のわかるもの</p> <p>④収入減による場合 → 収入基準を超えなくなった日がわかるもの ↳ 「雇用契約書（写）」等</p> <p>⑤同居による場合 → 同居日のわかるもの ↳ 「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票（写）」</p>
収入あり	<p>①給与収入がある場合 ↳ 「（非）課税証明書（写）」と「直近3ヵ月分の給与明細書（写）」又は「給与支払証明書（写）」</p> <p>②事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合 ↳ 「（非）課税証明書（写）」と「確定申告書（写）」と「青色申告決算書（写）」又は「収支内訳書（写）」</p> <p>③年金収入がある場合（障害年金・遺族年金を含む） ↳ 「（非）課税証明書（写）」と「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し</p>
収入なし	<p>「非課税証明書（写）」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>収入金額が“0円”と記載されているもの</p> <p>0円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている等の可能性があるため、状況に応じた別の書類（退職証明書等）を提出してください。</p> </div>

⇒ 別居の場合は9ページへ

《認定対象者：子供（内縁関係の配偶者の子を除く）》

	<p>①離職による場合 → 離職日のわかるもの</p> <p>↳「退職証明書」、「離職票－1」、「離職票－2」、「源泉徴収票（退職日が記載されたもの）」のいずれかの写し、自営業の場合は「廃業届出書（写）」</p> <p>②給付金の受給終了による場合 → 給付金の受給終了がわかるもの</p> <p>↳「雇用保険受給資格者証（両面）（写）」*支給終了の印字のあるもの 又は「傷病（出産）手当金支給決定通知書（写）」*満了日のわかるもの</p> <p>③収入減による場合 → 収入基準を超えないようになった日がわかるもの</p> <p>↳「雇用契約書（写）」等</p> <p>④同居による場合 → 同居日のわかるもの</p> <p>↳「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票（写）」</p> <p>⑤被保険者が配偶者と離婚・死別・別居した場合 → その事柄が記載されているもの</p> <p>↳「戸籍謄本全部事項証明（写）」、「離婚届受理証明書（写）」、「死亡届（写）」、「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票（写）」等</p>
出生児	<p>被保険者が女性の場合</p> <p>↳夫の「（非）課税証明書（写）」と「直近3ヵ月分の給与明細書（写）」 夫が自営業者の場合は「確定申告書（写）」と「青色申告決算書（写）」又は「収支内訳書（写）」</p>
未就学児 ～中学生	<p>被扶養者届を<追加>で提出する場合</p> <p>↳配偶者の「（非）課税証明書（写）」と「直近3ヵ月分の給与明細書（写）」 配偶者が自営業者の場合は「確定申告書（写）」と「青色申告決算書（写）」又は「収支内訳書（写）」</p>
高校生以上 の学生	<p>被扶養者届を<追加>で提出する場合</p> <p>↳配偶者の「（非）課税証明書（写）」と「直近3ヵ月分の給与明細書（写）」 配偶者が自営業者の場合は「確定申告書（写）」と「青色申告決算書（写）」又は「収支内訳書（写）」</p> <p>①「学生証（表裏）（写）」又は「在学証明書（写）」</p> <p>②定時制・通信制の場合</p> <p>↳「（非）課税証明書（写）」と「直近3ヵ月分の給与明細書（写）」又は「給与支払証明書（写）」</p> <p>③事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合</p> <p>↳「確定申告書（写）」と「青色申告決算書（写）」又は「収支内訳書（写）」</p> <p>④障害年金収入がある場合</p> <p>↳「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し</p>
学生以外	<p>①収入がない場合 → 「（非）課税証明書（写）」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>収入金額が“0円”と記載されているもの</p> <p>0円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている等の可能性があるため、状況に応じた別の書類（退職証明書等）を提出してください。</p> </div> <p>②給与収入がある場合</p> <p>↳「（非）課税証明書（写）」と「直近3ヵ月分の給与明細書（写）」又は「給与支払証明書（写）」</p> <p>③事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合</p> <p>↳「（非）課税証明書（写）」と「確定申告書（写）」と「青色申告決算書（写）」又は「収支内訳書（写）」</p> <p>④障害年金収入がある場合</p> <p>↳「（非）課税証明書（写）」と「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し</p>

⇒ 別居の場合は9ページへ

《認定対象者：父・母》

	<p><u>(必須)</u> 被保険者と認定対象者との続柄が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「戸籍謄本全部事項証明(写)」、「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票(写)」等 ほかに同居している方の収入確認書類（すでに被扶養者となっている方を除く） <p>①認定対象者の配偶者との離婚・死別・別居による場合 → その事柄が記載されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「戸籍謄本全部事項証明(写)」、「離婚届受理証明書(写)」、「死亡届(写)」、「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票(写)」等 <p>②離職による場合 → 離職日のわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「退職証明書」、「離職票－1」、「離職票－2」、「源泉徴収票（退職日が記載されたもの）」のいずれかの写し、自営業の場合は「廃業届出書(写)」 <p>③給付金の受給終了による場合 → 給付金の受給終了がわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「雇用保険受給資格者証(両面)(写)」*支給終了の印字のあるもの 又は「傷病(出産)手当金支給決定通知書(写)」*満了日のわかるもの <p>④収入減による場合 → 収入基準を超えなくなった日がわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「雇用契約書(写)」等 <p>⑤同居による場合 → 同居日のわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票(写)」
収入あり	<p>①給与収入がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「(非)課税証明書(写)」と「直近3ヵ月分の給与明細書(写)」又は「給与支払証明書(写)」 <p>②事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「(非)課税証明書(写)」と「確定申告書(写)」と「青色申告決算書(写)」又は「収支内訳書(写)」 <p>③年金収入がある場合（障害年金・遺族年金を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「(非)課税証明書(写)」と「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し
収入なし	<p>「非課税証明書(写)」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>収入金額が“0円”と記載されているもの</u></p> <p>0円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている等の可能性があるため、状況に応じた別の書類（退職証明書等）を提出してください。</p> </div>

⇒ 別居の場合は9ページへ

《認定対象者：その他（内縁関係の配偶者を含む）》

	<p><u>(必須)</u> 被保険者と認定対象者との続柄が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「戸籍謄本全部事項証明(写)」、「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票(写)」等 ほかに同居している方の収入確認書類（すでに被扶養者となっている方を除く） <p>①内縁関係の場合 → 双方の配偶者の有無が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 双方の「戸籍謄本全部事項証明(写)」 <p>②離職による場合 → 離職日のわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「退職証明書」、「離職票-1」、「離職票-2」、「源泉徴収票（退職日が記載されたもの）」のいずれかの写し、自営業の場合は「廃業届出書(写)」 <p>③給付金の受給終了による場合 → 給付金の受給終了がわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「雇用保険受給資格者証(両面)(写)」*支給終了の印字のあるもの 又は「傷病(出産)手当金支給決定通知書(写)」*満了日のわかるもの <p>④収入減による場合 → 収入基準を超えないようになった日がわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「雇用契約書(写)」等 <p>⑤同居による場合 → 同居日のわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票(写)」
収入あり	<p>①給与収入がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「(非)課税証明書(写)」と「直近3ヵ月分の給与明細書(写)」又は「給与支払証明書(写)」 <p>②事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「(非)課税証明書(写)」と「確定申告書(写)」と「青色申告決算書(写)」又は「収支内訳書(写)」 <p>③年金収入がある場合（障害年金・遺族年金を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 「(非)課税証明書(写)」と「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し
収入なし	<p>「非課税証明書(写)」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>収入金額が“0円”と記載されているもの</u></p> <p>0円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている等の可能性 があるため、状況に応じた別の書類（退職証明書等）を提出してください。</p> </div>

⇒ 別居の場合は下段へ

《認定対象者と別居の場合》※P6～P9までの添付書類のほかに次の書類も必要となります。

別居理由	添付書類
会社都合による別居	「単身赴任証明書(原本)」又は「辞令(写)」
学校に在学	「学生証(表裏)(写)」又は「在学証明書(写)」と「認定対象者の居住地が確認できる書類(住民票、入寮証明書、賃貸借契約書等)(写)」
その他自己都合による別居	「マイナンバーのみ省略のされた世帯全員の住民票(写)」と「仕送り状況がわかる書類(金融機関の振込書の控え等)(写)」、ほかに同居している方の収入確認書類